

別表第1（評価書等）

対象建築物	評価書
一戸建ての住宅	品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）又は型式住宅部分等製造者認定書
全ての建築物	BELS評価書（（一社）住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（共同住宅にあっては、全ての住戸もしくは住棟全体を評価しているものに限る。））

別表第2（適合証等）

認定制度	対象建築物	適合証等	
性能向上計画認定	全ての建築物	誘導基準適合証（法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類。）	登録判定機関 又は登録評価機関※
	一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住宅の部分	設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以上に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関
	一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住宅の部分（法施行の際現に存するもの）	設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4以上に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関

※複合建築物の適合証等に係る審査機関は、登録判定機関かつ登録評価機関であるものに限る。